# 島根県工事成績評定要領新旧対照表

改 正 後	改正前
島根県工事成績評定要領	島根県工事成績評定要領
(目的) 第1 この要領は、 <u>島根県総務部</u> 、農林水産部 	(目的) 第1 この要領は、島根県総務部 <u>営繕課</u> 、農林水産部 <u>(隠岐支庁水産局を含む)</u> 及び土木部(隠岐支庁県土整備局を含む)の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。
第2~第3 [略]	第2~第3 [略]
(評定の方法) 第4 評定は、工事ごとに独立して行い、様式第1号の工事成績採点表に記載するものとする。ただし、 <u>総務部</u> 及び <u>土木部</u> 及び建築住宅課が所管する建築工事にかかる評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。	(評定の方法) 第4 評定は、工事ごとに独立して行い、様式第1号の工事成績採点表に記載するものとする。ただし、 <u>営繕課</u> 及び <u></u> 建築住宅課が所管する建築工事にかかる評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。
2. [略]	2. [略]
3. 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、 <u>総務部</u> 及び <u>土木部</u> 建築住宅課が所管する建築工事にかかる考査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。	3. 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、 営繕課及び 建築住宅課が所管する建築工事にかかる考査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
4. ~8. 〔略〕	4. ~8. 〔略〕
第5~第10 [略]	第5~第10 [略]

## 島根県工事成績評定要領新旧対照表

# 附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成20年6月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成25年7月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# 附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成20年6月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成25年7月1日から施行する。

# 島根県工事成績評定点通知公表実施要領新旧対照表

改 正 後	改正前
別紙4 島根県工事成績評定点通知公表実施要領	別紙4 島根県工事成績評定点通知公表実施要領
(目的) 第1 この要領は、島根県総務部、農林水産部 及び土木部の所掌する土木工事及び建築 工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適 正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するととも に、工事の品質の確保を図ることを目的とする。	(目的) 第1 この要領は、島根県総務部 <u>営繕課</u> 、農林水産部 <u>(隠岐支庁水産局を含む)</u> 及び土木部( <u>隠岐支庁県土整備局を含む)</u> の所掌する土木工事及び建築工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。
第2~第7 〔略〕	第2~第7 〔略〕
附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 この要領は、平成25年7月1日から施行する。 この要領は、平成25年7月1日から施行する。 この要領は、平成31年4月1日から施行する。	附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

## 下線部追加

# 島根県工事成績評定評価委員会規程

## (趣 旨)

第1 この規程は、<u>技術管理スタッフが配置(兼務を含む)されている</u>地方機関に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

# (委員会の事務)

- 第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。
  - (1) 地方機関の長が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
  - (2) 工事成績評定の通知に係る事項
  - (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

# (委員会の委員及び組織)

- 第3 委員会は、次の者で構成する。
  - (1) 所長又は局長
  - (2) 関係部長又は事業所長
  - (3) 技術専門監
  - (4) 総務課長又は契約業務課長
  - (5) 当該工事担当総括監督員
  - (6) 当該工事担当主任監督員(必要に応じて)
  - (7) 当該工事担当検査員
  - 2 委員長は、所長又は局長とする。
  - 3 関係部長又は総務課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

# (委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

## (委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、総務課又は契約業務課が行う。

# 島根県工事成績評定評価委員会規程

## (趣 旨)

第1 この規程は、技術管理スタッフが配置(兼務を含む)されていない地方機関に設置する工事 成績評定評価委員会(以下「委員会という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものであ る。

## (委員会の事務)

- 第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。
  - (1) 地方機関の長が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
  - (2) 工事成績評定の通知に係る事項
  - (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

## (委員会の委員及び組織)

- 第3 委員会は、次の者で構成する。
  - (1) 所長
  - (2) 関係部長又は事務所長
  - (3) 当該工事等の同地域にある県土整備事務所所属の技術専門監
  - (4) 総務担当課長又は契約業務担当課長相当職にある者
  - (5) 当該工事担当総括監督員
  - (6) 当該工事担当主任監督員(必要に応じて)
  - (7) 当該工事担当檢查員
  - 2 委員長は、所長とする。
  - 3 関係部長又は総務担当課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

## (委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、総務担当課又は契約業務担当課が行う。